

3

北方領土に関する取り決めと交渉経緯

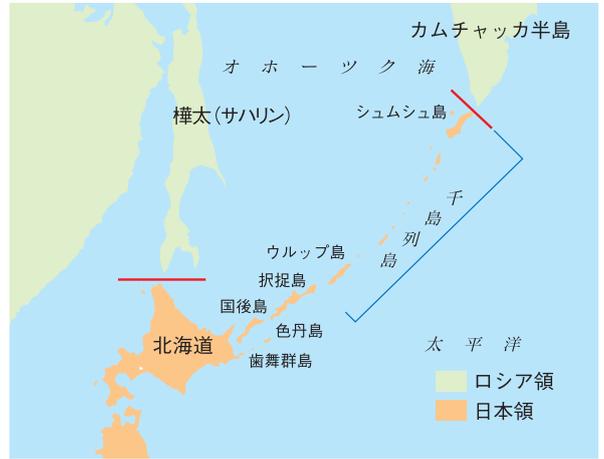
我が国固有の領土である根拠

日魯通好条約(1855年)



日露間の国境が初めて法的に確定したのは、1855年に調印された日魯通好条約においてである。この条約で、国境は、択捉島とウルップ島の間と定められた。また樺太は従来どおり国境を設けず、両国民の混住の地とすることが定められた。

樺太千島交換条約(1875年)



1875年に樺太千島交換条約を結び、千島列島をロシアから譲り受けるかわりにロシアに対して樺太全島を放棄した。この交換条約では日本に譲渡される千島列島に属する島名を一つ一つ挙げているが、列挙されているのはウルップ島以北の18島の名称であって、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の北方四島は含まれていない。

ポーツマス条約(1905年)



1905年、日露戦争の結果、ポーツマス条約が締結され、北緯50度以南の南樺太が日本の領土になった。

サンフランシスコ平和条約(1951年)



1951年、サンフランシスコ平和条約が署名され、日本は、千島列島と北緯50度以南の南樺太を放棄した。同条約にいう千島列島には日本固有の領土である北方四島は含まれていない。

また、ソ連はこの条約の署名を拒否しており、この条約上の利益を主張し得ない。

以上の経緯を見て分かるように、北方四島は、いまだかつて一度も外国の領土になったことがない我が国固有の領土であり、ソ連、ロシアによる北方四島の占拠は、法的根拠なくして行われている不法占拠である。

3 北方領土に関する取り決めと交渉経緯

我が国の対露外交の基本方針

日露関係の最大の懸案は北方領土問題である。我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するという一貫した基本方針の下、精力的に交渉を継続する。

平和条約交渉の経緯

日ソ共同宣言(1956年)

1956年10月に署名され、同年12月に批准された国際約束。

ソ連は、歯舞群島及び色丹島を我が国に引き渡すことに同意。ただし、引渡しは平和条約締結後とされている。

平和条約締結交渉を続けることとして、国交を回復した。

日ソ共同声明(1991年)

1991年4月海部総理とゴルバチョフ大統領により署名された。

北方四島が、平和条約において解決されるべき領土問題の対象であることが初めて確認された。

東京宣言(1993年)

1993年10月、細川総理とエリツィン大統領により署名された。

領土問題を、北方四島の島名を列挙して、その帰属に関する問題と位置づけるとともに、領土問題解決のための交渉指針が示された。また、日ソ間のすべての国際約束が、日露間で引き続き適用されることを確認した。

クラスノヤルスク合意(1997年)

1997年11月、橋本総理とエリツィン大統領の間で、東京宣言に基づき、2000年までに平和条約を締結するよう全力を尽くすことで一致した。

川奈合意(1998年)

1998年4月、橋本総理とエリツィン大統領の間で、平和条約に関し、東京宣言に基づいて四島の帰属の問題を解決することを内容とし、21世紀に向けて日露の友好協力に関する原則等を盛り込むことで一致した。

イルクーツク声明(2001年)

2001年3月、森総理とプーチン大統領により署名された。

日ソ共同宣言が、両国間の外交関係回復後の平和条約締結交渉プロセスの出発点を設定した基本的な法的文書であることを確認した。その上で、東京宣言に基づいて四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結すべきことを再確認した。

日露行動計画(2003年)

2003年1月、小泉総理とプーチン大統領により採択された。日ソ共同宣言、東京宣言、イルクーツク声明及びその他の諸合意が、四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結し、両国関係を完全に正常化することを目的とした交渉における基礎と認識し、交渉を加速することを確認した。